

事業計画（宮城県山元町）

1. 海岸対策

① 海岸の状況

町内の地区海岸数	3 地区海岸
被災した地区海岸数	3 地区海岸
応急対策を実施した地区海岸数	3 地区海岸
本復旧を実施する地区海岸数	3 地区海岸

② 堤防高

平成 23 年 9 月 9 日に堤防高を公表※。

仙台湾南部海岸② : T.P. 7.2m（対象：高潮）

※ 公表した堤防高を基本に、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して決定する。

③ 復旧の予定

復旧する施設の概要計画については、平成 23 年 12 月までに策定※¹済み。

これに基づく本復旧工事の着工については、復興計画を踏まえ、他の事業との調整等を進めながら、平成 24 年度内の着工※²を目指す。

また、本復旧工事の完了については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないよう、計画的に復旧を進め概ね 5 年での完了を目指す。

なお、山元海岸における侵食の著しい区間については、優先的に整備促進を図る。

※ 1 概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。

※ 2 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

④ 平成 23 年度における成果

- ・全ての被災した地区海岸において、平成 23 年 12 月までに復旧する施設の概要計画を策定した。
- ・ 2 地区海岸において、本復旧工事に着工した。

⑤ 平成 24 年度の成果目標

- ・全ての地区海岸において、本復旧工事の着工を目指す。

※ 上記、目標には平成 23 年度に着工した地区海岸を含む。

⑥ その他

- ・地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。
- ・復興計画策定に際しては、最大クラスの津波（レベル 2）も考慮し、必要に応じ、津波浸水シミュレーション等を活用した支援を実施。

海岸保全施設の復旧にかかる事業計画

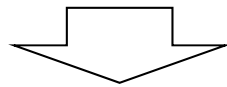
市町村	地区海岸名	堤防護岸 延長 (m)	主な施設	施設の高さ (T.P)		応急 対策	復旧の予定						H23予算での 実施内容	H24年度の 実施内容等	その他の場合に詳細を 記載	
				被災前 現況高 (m)	被災後 復旧高 (m)		概要計画 策定	詳細計画 策定	左記の 実施状況	工事 着工	左記の 実施状況	工事 完了				左記の 実施状況
山元町	須賀	1,954	堤防、防潮水門	6.20	7.20	完了	H23.10	H23.12	策定中	H24.1	着工済み	H28.3	完了予定	・応急復旧・用地買収 ・概略設計・本工事 ・詳細設計	本工事	
山元町	磯浜漁港	810	堤防	6.20	7.20	完了	H23.12	H24.6	策定中	H24.8	着工予定	H26.3	完了予定	・応急復旧 ・詳細設計 ・本工事	本工事	
山元町	山元	8,046	堤防、突堤	6.20 ～7.20	7.20	完了	H23.9	H23.11	策定済み	H24.2	着工済み	H28.3	完了予定	・応急復旧 ・本復旧 等	本工事	

宮城県沿岸の地域海岸分割図

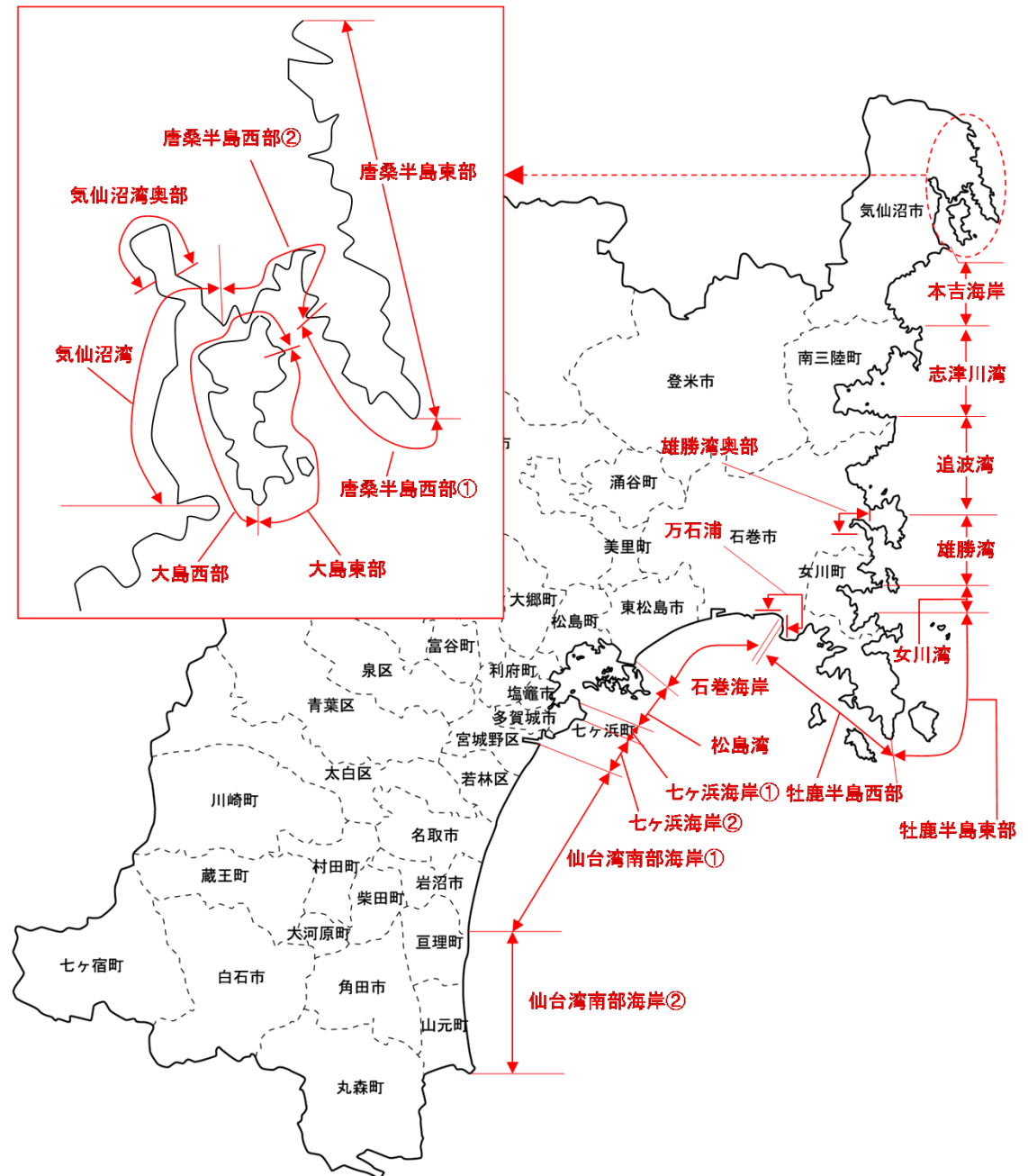
《宮城県における地域海岸の考え方》

以下の点を考慮し、同一の津波外力を設定しうると判断される一連の区間を地域海岸として設定

- 1) 湾毎の区分を基本とし、半島や離島の遮蔽効果も考慮して区分
- 2) 湾奥部における増幅等が顕著な場合は、外湾と内湾を区分。
- 3) 砂浜海岸は、大河川の土砂供給や沿岸漂砂の特性により区分。



宮城県沿岸を22の地域海岸に分割



2. 河川対策

【県・市町村管理河川】（精査中）

① 2級水系坂元川水系※¹で、2河川2箇所※²の災害復旧事業を予定。そのうち、施設の被災及び背後地の状況に応じて緊急度の高い2箇所については大型土のう積み等の応急対策を完了。

② 全2箇所について、平成23年内に災害査定を完了し、平成23年度内に、まちづくりとの調整を図った上で、測量、設計等に着手予定。

設計、地元調整等の施工準備が終了した箇所から、順次、本復旧に着手し、海岸堤防の整備計画及び町が策定する復興計画等と整合を図りながら逐次整備。概ね5年を目途に全箇所完了させることを目標とする。（まちづくりと一体となって実施する区間については、まちづくりと堤防整備の調整を図りながら実施。）

③ 成果目標 平成23年度

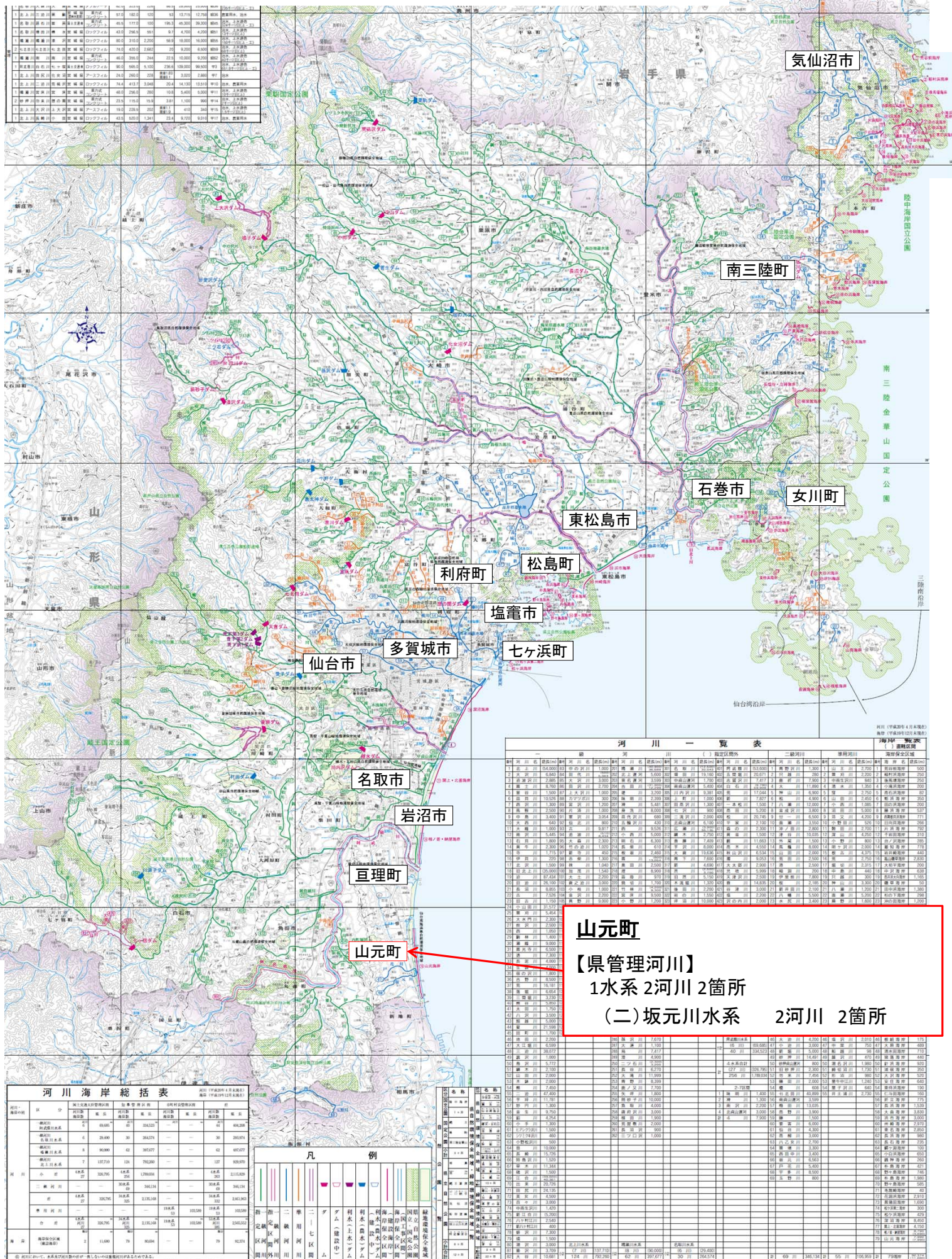
○ 県管理区間（災害復旧事業）

全2箇所について、平成23年内に災害査定を完了し、平成23年度内に、まちづくりとの調整を図った上で、測量、設計等に着手予定

※1 位置図を参照

※2 一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる

図面：宮城県提供



3. 下水道

- ① 箇所名：山元浄化センター（※位置図を参照）
- ② 平成２３年度における成果
簡易処理（沈殿＋消毒）を実施。
- ③ 平成２４年度の成果目標
平成２４年７月までに簡易処理から通常処理へ移行し、復旧を完了予定。

4. 農地・農業用施設

① 被災状況

津波により約 1,420ha の農地及び排水機場、排水路等の基幹的農業用施設に甚大な被害

② 施設の復旧

○ 応急復旧状況

新牛橋排水機場、落し堀排水路等の基幹的排水施設について実施済み

○ 本格的復旧

復興計画を踏まえて着手し、概ね 4 年以内の完了を目指す。

③ 農地の復旧

概ね 3 年以内の復旧を目指す。

○ 平成 24 年度から営農が可能な農地（現在復旧中の農地を含む） 約 270ha（山元除 1 地区等）

○ 平成 25 年度以降、順次、営農再開を目指す農地 約 1,160ha

（ 現時点における農地復旧の見通しを示したものであり、今後の地元調整等により、面積は変わり得るもの。 ）

④ 区画整理等検討状況

山元地区等において、大区画化等の区画整理が検討されているところ。

5. 海岸防災林の再生

- ① 海岸防災林の林帯 142.7ha が被災。
- ② 林帯については、年内を目途に町復興計画や他事業との調整等を行い、林帯地盤の復旧等に必要な設計等の後、着工予定。
- ③ 林帯地盤についての本復旧は、概ね 5 年で完了見込み。樹木の植栽は、林帯地盤の復旧後、防風工等の施工が完了した箇所から順次実施し、概ね 5 年度で完了させることとし、全体の復旧を概ね 10 年で行うことを目指す。
(保全対象：国道 38 号線、農地、人家（坂元地区他）)
(なお、当地区は、民有林直轄治山事業により国が直轄実施する。)

- ① 箇所名： 山元地区（国有林）
- ② 海岸防災林の林帯 76ha が被災。
- ③ 被災した林帯については、現在、一部がれき置場として地方自治体に貸し付けしており、がれき置場の利用状況、町復興計画及び他事業との調整等踏まえ、今後の再生方針を決定する予定。
- ④ 盛土等海岸防災林の林帯地盤の復旧は概ね 5 年で完了させ。苗木の植栽は、林帯地盤の復旧後、防風工の施工等が完了した箇所から順次実施し、全体の復旧を概ね 10 年で完了することを目指す。
(保全対象：国道 38 号線、農地、人家（坂元地区他）)
(なお、国有林内については、国有林野内直轄治山施設災害復旧事業等により国が直接実施する。)

6. 漁港

① 被害状況

漁港数：1 漁港

被災漁港数：1 漁港

② スケジュール

山元町内の磯浜漁港において、平成23年度末時点で、潮位に関わらず、岸壁の使用が可能となっている。

今後、必要性の高い機能を選定の上、平成27年度中に漁港施設の復旧の完了を目指す。

7. 復興住宅（災害公営住宅）

- ① 地区名：新山下駅周辺、宮城病院周辺、新坂元駅周辺
- ② 平成 23 年度から用地の選定や整備手法等、災害公営住宅の整備に向けた準備を進めており、東日本大震災復興交付金を活用し、用地の取得造成や調査設計等に順次着手していく予定。
- ③ 平成 24 年度の成果目標
用地取得、設計、工事を順次行う。

8. 復興まちづくり

(1) 防災集団移転促進事業

① 集団移転促進事業計画の策定済地区：なし

集団移転促進事業計画の策定準備中地区：新山下駅周辺地区外2地区

② 東日本大震災復興交付金を活用して、平成24年度から集団移転促進事業計画案作成に向けた調査を開始。集団移転促進事業計画の策定、住民の合意形成等の事業化に向けた準備が整った地区において事業に着手。

③ 平成24年度の成果目標

集団移転促進事業計画の案の作成のための測量・設計等を行う。

(注) 集団移転促進事業計画の策定済地区とは、集団移転促進事業計画について国土交通大臣の同意を得た地区、又は復興整備計画協議会で復興整備計画に記載しようとする集団移転促進事業に関する事項について、国土交通大臣の同意を得た地区をいう。

(2) 土地区画整理

① 地区名：新山下駅周辺地区、新坂元駅周辺地区

② 東日本大震災復興交付金を活用して、平成23年度から事業計画案作成に向けた調査を開始。事業計画の決定、住民の合意形成等の事業化に向けた準備が整った地区において事業に着手。

③ 平成24年度の成果目標

新市街地造成のための基本計画を作成する。

(3) 学校施設等

① 幼稚園・小中高等学校等

(i) 公立学校

<山元町立学校>

東日本大震災により被災した町立学校のうち、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請したまたは申請予定の7校について、以下のとおり早期の復旧を目指す。

○ 比較的軽微な被害に留まる5校については、平成23年度内の事業着手、平成24年度内の復旧完了を目標とする。

○ 津波により甚大な被害を受けた中浜小学校、山下第二小学校については、移転も

含めた総合的な検討が必要となることから、平成 23 年 12 月に策定された山元町震災復興計画等を踏まえ、平成 24 年 4 月から山元町立小中学校の今後のあり方についての検討委員会を設置し学校の再配置等についての検討を行い、速やかな教育環境の回復に努める。

- 坂元小学校の講堂（屋内運動場）については、復興交付金基幹事業として、地域等との合意形成を図りながら平成 24 年度中に実施設計を行い、平成 25 年度中の工事着手及び完了を目標とする。

＜県立学校＞

山元町に所在する県立学校のうち、東日本大震災により被災し、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請した 1 校については、比較的軽微な被害に留まるので、平成 23 年度内に復旧を完了した。

（ii）私立学校

東日本大震災により被災した私立学校のうち、私立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請予定の 1 校について、以下のとおり、早期の復旧を目指す。

- 津波被害を受け、移転も含めた総合的な検討が必要となるふじ幼稚園については、校舎の本格復旧に向けて応急仮設校舎の建設を進めつつ、当町の復興計画に基づいて移転する見込みである。しかし、当町と当該学校の協議が未だ整っておらず、具体的な見通しを立てづらい状況にあるが、現時点においては平成 24 年 7 月末に仮設園舎が完成し、平成 26 年度までに復旧場所を確定させ、復旧完了は平成 27 年度以降となる公算が大きい。

② 公立社会教育施設（公立社会体育施設を含む）

＜山元町社会教育等施設＞

東日本大震災により被災した社会施設 4 施設のうち、2 施設については公立社会教育施設災害復旧費補助金（国庫補助）を活用し、以下の通り早期の復旧を目指す。

また、甚大な被害を受けた社会体育施設の 2 施設については、災害等廃棄物処理事業（国庫補助金）を活用し、解体を予定している。

- 比較的軽微な被害に留まる 2 施設（中央公民館・体育文化センター）については、平成 23 年度に復旧設計を行っているところである。平成 24 年度は、復旧工事に着手し年度内の復旧完了を目標とする。

また、中央公民館敷地内の法面崩壊復旧については、平成 24 年度に復旧設計を行い、年度内の工事着工を目標とする。

- 甚大な被害を受けた町民プール及び、津波被害を受けた第二体育館は、平成 24 年度内に解体完了を目標とする。

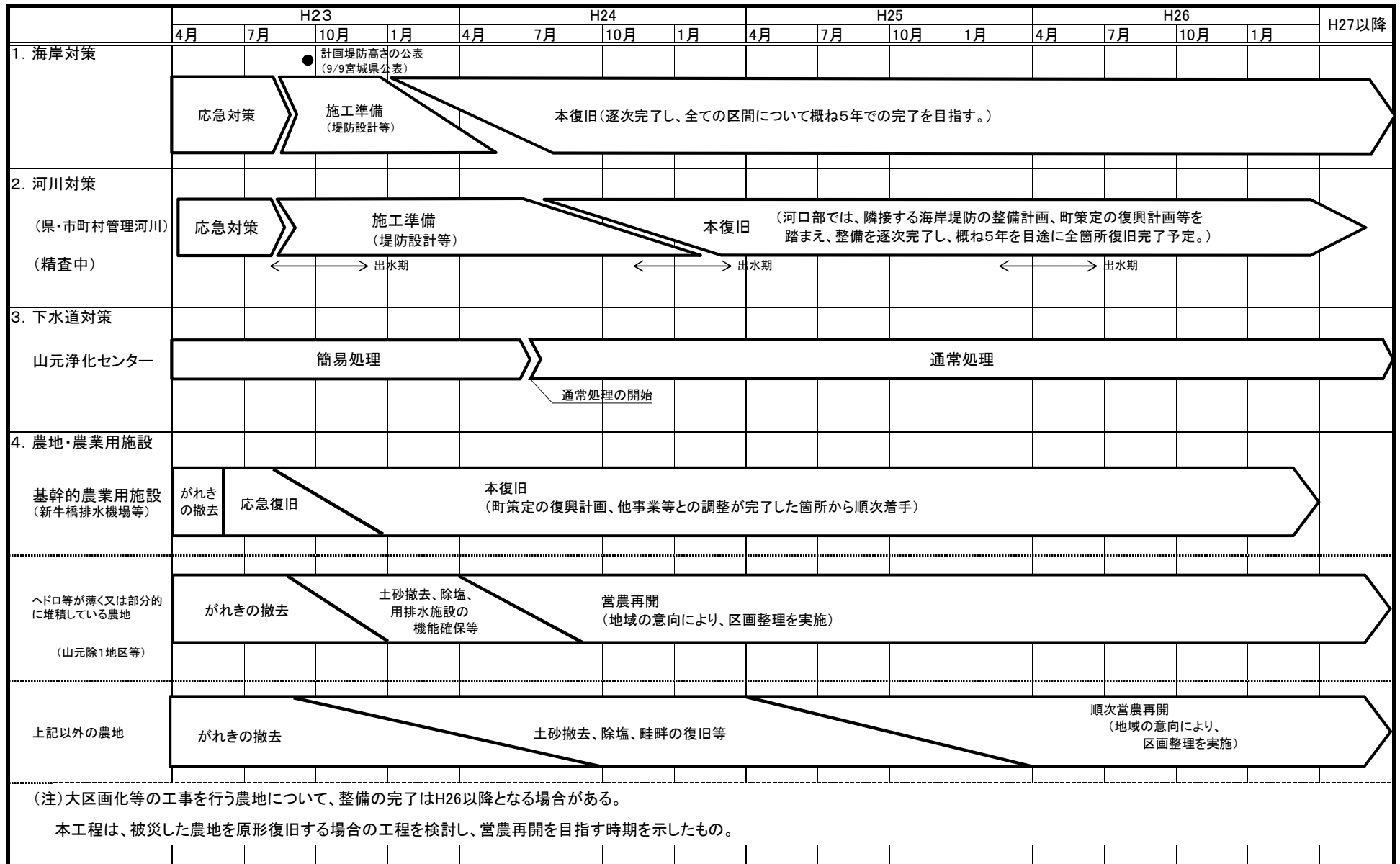
9. 土砂災害対策

- ① 平成23年8月末までに、町内約50箇所の土砂災害危険箇所の点検を実施し、約5箇所で斜面の変状等を確認。降雨等により二次的な被害の恐れがある箇所等、必要に応じ土のう積みや観測等の応急対策を実施。（降雨の状況等を考慮し、随時再調査等を実施。）
- ② 最大震度6強を観測した山元町では、地震により地盤が脆弱になっている可能性が高く、降雨による土砂災害の危険性が通常よりも高いと考えられるため、県と気象台が連携し、平成23年3月より土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用している。今後の降雨と土砂災害発生状況を考慮し、発表基準の適切な見直しを実施。

10. 災害廃棄物の処理

- ① 東日本大震災においては、地震による大規模な津波及び地震による建物の倒壊等により膨大な量（533 千トン）の災害廃棄物が発生。
- ② 現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成 23 年 8 月までに仮置場へ概ね搬入した。今後は、その他の災害廃棄物について、農地が浸水域の 76%と広大であり、農業排水施設も被災していることから、津波により流入した海水等の排水が滞り、効率的な作業が進んでいないため、農地災害廃棄物及び津波堆積物等の撤去に時間を要しており、災害廃棄物の仮置場への移動を平成 25 年 3 月までを目途に完了させる。なお、平成 24 年 4 月 2 日現在、全ての災害廃棄物の 98%の仮置場への移動を完了している。
- ③ 損壊家屋等の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動の完了見込み時期については現在、解体申請のある約 1,800 棟のうち半数以上が未着手であること及び公共建物の解体に日数を要することから平成 26 年 3 月までを目途に完了させる。
- ④ また、中間処理・最終処分については、腐敗性等がある廃棄物を速やかに処分しつつ、平成 26 年 3 月までを目途として処分を行う。なお、木くず、コンクリートくずほか再生利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。

工程表(宮城県山元町)



	H23				H24				H25				H26				H27以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
5. 海岸防災林																	
(民有林直轄治山事業により国が直轄実施)	林帯地盤の復旧 → 防風工等の施工が完了した箇所から順次植栽を実施																
(国有林)																	
	がれき置き場																
														</			

	H23				H24				H25				H26				H27以降	
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月		
(2)学校施設等																		
幼稚園・小中高等学校等																		
<町立学校>																		
比較的軽微な被害に留まる学校の復旧	校舎等の本格復旧																	
甚大な被害を受けた学校の復旧	教育環境の整備																	
<県立学校>																		
比較的軽微な被害に留まる学校の復旧	校舎等の本格復旧																	
<私立学校>																		
比較的軽微な被害に留まる学校の復旧	補助申請校なし。																	
甚大な被害を受けた学校の復旧	応急仮設校舎の建設							移転場所の選定										校舎等の本格復
	※ 津波による被害を受けたふじ幼稚園は、平成26年3月までに復旧場所を確定																	
公立社会教育施設(公立社会体育施設・公立文化施設を含む)																		
<町立社会教育施設>																		
比較的軽微な被害に留まる社会教育施設の復旧	施設の本格復旧																	
甚大な被害を受けた社会教育施設の復旧	施設の本格復旧																	

	H23				H24				H25				H26				H27以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
9. 土砂災害対策	土砂災害危険箇所の点検等 (※)土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用																
10. 災害廃棄物の処理	(住民が生活している場所の近くの災害廃棄物)								(その他の災害廃棄物)								
	(中間処理・最終処分)																
	(木くず、コンクリートくずの再生利用)																